

令和 7 年第 1 回定例会

## 防災環境産業委員会資料

(令和 6 年度関係)

- 1 令和 6 年度 主な事務事業等の経過について・・・・・・・・・・ 2
- 2 令和 6 年度 県出資法人等経営評価結果の概要について・・・・・・・・ 2

令和 7 年 3 月 1 2 日

防災・危機管理部

## 1 令和6年度 主な事務事業等の経過について

### (1) 防災対策の推進について

- 市町村や事業者と連携し、防災意識の啓発、要支援者の避難支援体制の整備、また、避難所環境の向上を進め、こうした取組について、災害時に迅速に対応できるよう訓練を実施し、災害への対応力の強化を図る。

### (2) 「県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会」の開催結果について

- 「東海第二発電所 放射性物質の拡散シミュレーション」の結果を活用していくにあたり、想定する避難対象人口の妥当性などについて議論。

## 2 令和6年度 県出資法人等経営評価結果の概要について

### 【防災・危機管理部】

| 評価区分 | 法人数(構成比) | 出資法人名        |
|------|----------|--------------|
| 概ね良好 | 1 (100%) | (公財) 茨城県消防協会 |
| 合 計  | 1        |              |

令和 7 年第 1 回定例会

## 防災環境産業委員会資料

(令和 6 年度関係)

### 1 令和 6 年度主な事務事業等の経過

#### (1) 防災対策の推進について

【防災・危機管理課】・・・・・・・・・・ 2

#### (2) 令和 6 年度包括外部監査の結果及び今後の対応について

【防災・危機管理課、原子力安全対策課】・・ 4

#### (3) 災害時における情報伝達について

【防災・危機管理課、原子力安全対策課】・・ 6

#### (4) 岩手県大船渡市で発生した林野火災への対応について

【消防安全課】・・・・・・・・・・ 8

#### (5) 「茨城県消防広域化推進計画」の改定について

【消防安全課】・・・・・・・・・・ 9

#### (6) 「県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会」の第 2 回開催結果について

【原子力安全対策課】・・・・・・・・・・ 10

#### (7) 東海第二発電所の安全性検証に係る取組状況について

【原子力安全対策課】・・・・・・・・・・ 12

### 2 令和 6 年度補正予算案における主要施策の概要

#### (1) L P ガス料金負担軽減支援事業

【消防安全課】・・・・・・・・・・ 20

令和 7 年 3 月 1 2 日

防災・危機管理部

## 1 防災対策の推進について

防災・危機管理課

市町村や事業者と連携しながら、防災意識の啓発、要支援者の避難支援体制の整備、また、避難所環境の向上を進め、こうした取り組みについて、災害時に迅速に対応できるよう訓練を実施し、災害への対応力の強化を図る。

### 1 実践的な訓練の実施について

住民の避難意識の定着を図るため、全ての市町村において、洪水ハザード内を対象とする訓練を実施。

#### (1) 令和6年度の取組内容

7月末までに全市町村において訓練を実施

＜主な訓練内容＞

- ・洪水ハザード内の住民に避難の呼びかけ
- ・避難所の運営※
- ・避難行動要支援者の避難支援

※ 重点項目として次の取組を実施（手配訓練など）  
トイレ環境の整備、ベッド・パーテーションの確保、  
女性に配慮した取組（性被害防止ポスターの掲示、  
トイレに防犯ブザーの設置）、キッチンカーの派遣



訓練の様子（避難所の運営）

#### (2) 今後の方針

- ・県と市町村の広報誌やSNSなどを活用して、早い時期の水害発生への注意喚起や訓練参加の呼びかけを実施。
- ・来年度早期に県と市町村共催の避難力強化訓練を実施し、県内の市町村に取り組みを周知。
- ・他市町村の取り組み事例などを情報提供し、市町村の訓練実施を支援。

## 2 災害ハザード（洪水・土砂災害）における避難支援体制の整備について

避難行動要支援者の逃げ遅れを防ぐため、全市町村において避難支援体制を整備。

#### (1) 令和6年度の取組内容

- ・地域の関係者※が要支援者本人に、自ら避難が困難で支援が必要かどうかを確認。
- ・自ら避難が困難で支援が必要な者について、地域の関係者による避難支援の担い手を確保。

※ 地域の関係者：自主防災組織、自治会、消防団、民生委員、介護支援専門員、  
社会福祉協議会、市町村職員等

＜整備の進捗状況＞

- ・整備済市町村数：10市町村（2023年8月）→33市町村（2025年2月）

#### (2) 今後の方針

来年度中の全市町村での避難支援体制の整備完了に向けて、市町村と連携しながら、避難支援の担い手の確保を図る。

### 3 避難所環境の向上について

避難所の生活環境の向上に資する物資を災害時に迅速に調達できるよう、民間事業者と新たに災害時応援協定を締結。

#### (1) 令和6年度の実施内容

- ・以下の事業者と2月20日に災害時応援協定を締結。

| 主な調達物資 | 事業者名                                   |
|--------|----------------------------------------|
| 快適トイレ  | (株)アクティオ、(株)カナモト、<br>日野興業(株)、日立建機日本(株) |
| 防犯ブザー  | (株)ヤマダデンキ                              |
| 授乳服    | (有)モーハウス                               |



快適トイレ

- ・また、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金「地域防災緊急整備型」を活用し、避難所環境改善のための簡易ベッド購入(500個)・備蓄について、補正予算を今定例会に提出。



簡易ベッド

#### (2) 今後の方針

- ・避難力強化訓練において、快適トイレや簡易ベッドなどの手配、トイレへの防犯ブザーの設置などを実践し、当日の視察などにより取組を県内の市町村に周知。

### 4 VRゴーグルを活用した防災意識の啓発について

県民に対して、VRゴーグル活用による防災意識の啓発を実施。

#### (1) 令和6年度の実施内容

自然災害(地震、津波、洪水)を疑似体験できるVRゴーグル(5台)を整備。

#### (2) 今後の方針

- ・防災イベント「いばらき学ぼうさい」において活用
- ・市町村や消防本部に貸出し、市町村の防災訓練や学校での防災教育に活用するとともに、市町村におけるVR機器の整備促進を図る。



VRゴーグルと津波のVR動画

## 2 令和6年度包括外部監査の結果及び今後の対応について

防災・危機管理課  
原子力安全対策課

### 1 監査の実施経過

- (1) 監査テーマ 基金等の管理と運用について
- (2) 監査対象 基金所管課等 40 機関 (38 基金)  
※防災・危機管理部所管は2基金  
〔茨城県災害救助基金、茨城県原子力安全等推進基金〕
- (3) 監査の要点
- ・ 基金等の管理及び運用に係る事務が、関係法令・条例・規則等に準拠して適切に行われているか
  - ・ 基金の規模は適正であり、見直し・廃止の検討が適時に行われているか
  - ・ 基金が充当されている事業は、設置目的等に照らして有効かつ効率的に実施されているか
- (4) 監査実施期間 令和6年7月5日から令和7年2月26日まで
- (5) 包括外部監査人 小笠原 隆（公認会計士）

### 2 監査結果

- (1) 当部所管の基金に関する指摘・意見 2 件（指摘 2） ※全体 71 件（指摘 33、意見 38）
- (2) 主な指摘・意見

| 区分 | 対象                      | 内容                                                                                                                                                                                                                             |
|----|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指摘 | 茨城県災害救助基金<br>(防災・危機管理課) | <b>【基金の資金運用の効率性について】</b><br>事業に充当されず資金運用を行っている資金残高が一定額存在し、資金運用方法は単年度運用として1年未満の定期預金での運用を選択している。安全性を第一義的に優先しつつも、複数年度の運用も運用方法の一つとして検討すべき。<br><b>【基金の資金計画について】</b><br>安全性を確保した上でより効率的な運用を検討するために、実務的に可能な限り複数年度の運用を前提とした資金計画を策定すべき。 |

※指摘：適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの

意見：包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの

### 3 今後の対応

| 時期    | 内容                             |
|-------|--------------------------------|
| 3月～5月 | 監査結果報告（指摘事項等）に対する改善措置を検討       |
| 6月    | 第2回県議会定例会の防災環境産業委員会において改善措置を報告 |
| 7月    | 監査委員による改善措置の公表                 |

## (参考) 基金の概要

### 1 茨城県災害救助基金（防災・危機管理課）

|            |                                                                        |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 根拠法令等      | 災害救助法                                                                  |
| 造成目的       | 都道府県等は、災害救助法による救助に要する費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかねばならない。（災害救助法第 22 条） |
| 積立財源       | 一般財源                                                                   |
| 事業概要       | 災害救助費の支弁や備蓄物資の購入                                                       |
| 積立方針       | 法で定める最少額を下回るとき                                                         |
| 取崩方針       | 法による救助に要した経費や備蓄物資を購入するとき                                               |
| 積立目標額      | 法で定める最少額                                                               |
| 令和 5 年度末残高 | 1,952,925 千円<br>(預金 1,748,566 千円、備蓄物資 204,359 千円)                      |

### 2 茨城県原子力安全等推進基金（原子力安全対策課）

|            |                                                |
|------------|------------------------------------------------|
| 根拠法令等      | 茨城県資金積立基金条例                                    |
| 造成目的       | 原子力安全等推進事業に要する経費に充てるため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。   |
| 造成時財源      | 国庫補助金（放射線影響調査等交付金）                             |
| 積立財源       | 国庫補助金（ウラン加工施設事故影響対策特別交付金）                      |
| 事業概要       | JCO 事故関連周辺住民等の健康診断及び心のケア相談、JCO 事故対応健康管理委員会の開催等 |
| 積立方針       | 基金の運用益を積み立てている                                 |
| 取崩方針       | 原子力安全等推進事業に要する経費に充てるとき                         |
| 積立目標額      | なし                                             |
| 令和 5 年度末残高 | 175,446 千円                                     |

### 3 災害時における情報伝達について

防災・危機管理課  
原子力安全対策課

災害時に各市町村では防災行政無線、行政情報アプリ、SNS、広報車など様々な方法で情報伝達を行っているが、県では市町村による情報伝達の補完や、より広域的な観点での情報伝達に努めている。

今般、常陸太田市主催の原子力災害広域避難訓練において、次のとおり、県原子力防災アプリ及び双方向情報伝達システムによる情報伝達についての検証を実施。

#### 1 常陸太田市訓練実施日時

2025年2月8日（土） 8:00～12:00

#### 2 活用した情報伝達手段

|   |   |                     |
|---|---|---------------------|
| ① | 市 | 防災行政無線（戸別受信機含む）     |
| ② |   | 緊急速報メール（エリアメール）     |
| ③ |   | 行政情報アプリ（じょうづるさんアプリ） |
| ④ |   | 市SNS（X）             |
| ⑤ |   | 市ホームページ             |
| ⑥ | 県 | いばらき原子力防災アプリ        |
| ⑦ |   | 双方向情報伝達システム（※）      |

#### 3 訓練対象

##### （1）地区

常陸太田市 太田・誉田地区（屋内退避訓練）

天下野・山田・染和田地区（住民避難訓練）

##### （2）参加者数

|              |        |
|--------------|--------|
| いばらき原子力防災アプリ | 238ユーザ |
| 双方向情報伝達システム  | 247世帯  |

#### 4 訓練参加者からの主な意見など

##### （1）いばらき原子力防災アプリ

- ・スマホは普段から利用しているため、アプリの操作に戸惑うことはなかった
- ・スマホは常時持ち歩いているのでどこでも通知を受け取れた
- ・アプリをダウンロードしても邪魔にはならない
- ・スマホは所有しているが、アプリの新規ダウンロードを自ら行った経験はないため、ダウンロード作業や初期設定を代行してもらえるとありがたい

## (2) 双方向情報伝達システム

- ・名前で呼びかけられるので自分事として避難意識が高まる
- ・具体的な指示が出ることで迷わず落ち着いて行動できる
- ・防災行政無線より分かりやすい
- ・専用機器(STB)の設置が必要で停電時はテレビが見られないのでは

## 5 今後の取組

### (1) いばらき原子力防災アプリ

- 引き続き各市町村における住民避難訓練での活用などにより、アプリの周知とダウンロード数の更なる増加を図る。
- 訓練に参加した住民などの意見を踏まえ、機能の追加や操作性・利便性の改善を図る。

### (2) 双方向情報伝達システム

- 実証実験の結果を踏まえ、システム及び運用に係る課題を検証しながら、設計及び構築を進める。
- 併せて、個人の属性に応じた情報伝達に必要なデータ連携基盤との連携構築を進めていく。

## ※【参考】双方向情報伝達システムイメージ

テレビの電源が自動的に入り、避難指示を通知する。文字やイラストなどで視覚的に具体的な情報を伝達することに加え、音声による案内も行う。

情報の受け手である住民は、テレビのリモコンで応答でき、行政及び住民の間で双方向の情報伝達が可能。



※テレビに情報を流すには、この専用機器の設置が必要

## 4 岩手県大船渡市で発生した林野火災への対応について

消防安全課

2月26日（水）に岩手県大船渡市内で大規模な林野火災が発生。延焼拡大が続いたため、本県の緊急消防援助隊について、消防庁長官の求めに応じて、知事が市町村長に対して職員の出動を求め、延べ676名が現地にて消火活動を行った。

### 1 火災の概況（3月11日 7:00 現在）

- 2月26日（水）13:02 覚知 3月9日（日）17:00 鎮圧
- 林野被害 約2,900ha（調査中）
- 人的被害 死者1名（90代男性、焼死）、安否不明者 調査中
- 建物被害 住家102棟（うち全壊76棟）、非住家108棟（うち全壊95棟）（調査中）

### 2 本県「緊急消防援助隊」の活動状況

#### (1) 経過

- 2月27日（木） 消防庁長官から出動要請、緊急消防援助隊（第1次隊）出動
- 3月 2日（日） 第2次隊出動、第1次隊帰還
- 5日（水） 第3次隊出動、第2次隊帰還
- 8日（土） 第4次隊出動、第3次隊帰還
- 10日（月） 活動終了（第4次隊帰還）

#### (2) 出動規模

県内全24消防本部、163隊、延べ676名

#### (3) 活動内容

大船渡市三陸町綾里地区等において、火災防御や再燃調査等を実施

## 5 「茨城県消防広域化推進計画」の改定について

消防安全課

### 1 概要

市町村の消防の広域化に係る標記計画については、消防組織法及び消防庁の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「消防庁指針」という。）に基づき策定している。今般、消防庁指針が改正されたことを受け、計画の改定を行う。

### 2 改定の考え方

消防庁指針において、「自主的な市町村の消防の広域化」が原則とされていることから、市町村（一部事務組合を含む）の意向を踏まえて改定作業を進めた結果、現計画の枠組みを基本的に踏襲することとした。

### 3 計画の概要

|                   | 現行                                                                                                                                            | 改定案                                 |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 広域化の考え方           | <ul style="list-style-type: none"><li>・市町村の意向を尊重した上で、県北、県央、鹿行、県南、県西の5ブロックで広域化を目指す。</li><li>・地域の実情に応じ、5ブロックにとられない自主的な広域化も視野に入れて検討する。</li></ul> | 同左                                  |
| 広域化重点地域（※1）       | 41 市町村<br>（現行計画策定時に広域化を検討していなかった日立市、ひたちなか市、東海村を除く地域）                                                                                          | 42 市町村<br>（いばらき消防指令センター加入予定の日立市を追加） |
| 広域化の中心となる消防本部（※2） | （記載なし）                                                                                                                                        | 地域の実情に応じて、設定を検討                     |
| 目標期限              | 2024 年 4 月 1 日                                                                                                                                | 2029 年 4 月 1 日                      |

※1 広域化重点地域においては、国の財政支援をより幅広い事業に活用可能。

※2 今般の消防庁指針改正において新設された考え方。

### 4 計画改定の経過及びスケジュール（見込み）

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 2024 年 3 月      | 消防庁指針改正         |
| 2024 年 5 月～12 月 | 計画改定に係る市町村の意向確認 |
| 2025 年 3 月      | 計画改定（見込み）       |

## 6 「県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会」の 第2回委員会開催結果について

原子力安全対策課

2月10日に開催した第2回委員会において、拡散シミュレーションの結果を活用して避難対策を検証していくにあたり、想定する避難対象人口の妥当性などを議論し、県の試算（PAZ 6.5万人、UPZ 10.5万人、計17万人）を基準として、原子力災害時の避難対策を検証していくことについて、「おおむね妥当」とであると評価された。

### 1 委員からの主な意見

- ・ 拡散シミュレーション結果を活用するうえでは、シミュレーションの結果や避難対象人口の試算に係る前提条件をよく整理し、県民に分かりやすく示していく必要がある。
- ・ 避難対象人口（約17万人）のほか、自主避難者の発生なども考慮した上で避難対策を検証していくべき。
- ・ 検証委員会として、今回確認した避難対象人口をどのように活用していくのか、また、どのような検証項目をどういった視点から議論していくのかなど、今後の進め方を整理する必要がある。
- ・ 今後の検証にあたっては、避難時の移動手段（自家用車・その他）、住民か観光客かなど、避難者の属性も考慮すべき。

### 2 次回開催

2025年5月頃に開催予定

※ 委員から出た意見について引き続き検討を進めるとともに、今後、委員会で議論していく検証項目の整理を行う

（参考：第2回開催概要）

日 時：2025年2月10日（月）15時から17時まで

場 所：ホテルレイクビュー水戸

出席者：委員9名（委員名簿は別紙のとおり）

オブザーバー PAZ・UPZ内14市町村

## 茨城県原子力災害時の避難計画に係る検証委員会 委員名簿

| 氏 名                         | 所属・職名                                             | 専門分野           |
|-----------------------------|---------------------------------------------------|----------------|
| うすだ ゆういちろう<br>臼田 裕一郎        | 防災科学技術研究所 総合防災情報センター<br>センター長                     | 自然災害防災<br>防災情報 |
| おかもと なおひさ<br>岡本 直久          | 筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授                             | 交通工学           |
| せきや なおや<br>関谷 直也<br>【委員長】   | 東京大学大学院 情報学環<br>総合防災情報研究センター長 教授                  | 災害情報論          |
| たうち ひろし<br>田内 広             | 茨城大学 学術研究院 基礎自然科学野 教授                             | 放射線生体影響        |
| たかはら しょうご<br>高原 省五          | 日本原子力研究開発機構 安全研究・防災研究所<br>安全研究センター 研究主席           | 原子力安全          |
| のぐち かずひこ<br>野口 和彦<br>【副委員長】 | 横浜国立大学 IMS リスク共生社会創造センター<br>客員教授                  | リスクマネジメント      |
| まつだ たくや<br>松田 拓也            | 株式会社総合防災ソリューション 危機管理業務部<br>危機管理二課 課長              | 原子力防災訓練        |
| むなかた まさひろ<br>宗像 雅広          | 日本原子力研究開発機構 安全研究・防災研究所<br>原子力緊急時支援・研修センター センター長   | 原子力緊急時支援       |
| むらかみ ひろかず<br>村上 大和          | 三菱総研グループ エム・アール・アイ リサーチ<br>アソシエイツ株式会社 技術・安全事業部 部長 | 原子力防災訓練        |

(五十音順、敬称略)

※ 委員長、副委員長は委員の互選により選任

## 7 東海第二発電所の安全性検証に係る取組状況について

原子力安全対策課

### 1 県による安全性の検証

#### (1) 検証の状況

- ・ 現在、県原子力安全対策委員会 東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム（地震学、津波工学、原子炉工学等の様々な分野の専門家で構成）において、県民意見も踏まえた安全性の論点について検証を実施中。
- ・ 現在までに、全論点 231※のうち 230 の論点について説明を聴取（詳細は別紙 1 のとおり）

※ 2025 年 2 月 12 日に開催した第 30 回ワーキングチームにおいて、日本原電が 2023 年 10 月に公表した防潮堤鋼製防護壁の施工不備に係る是正措置を新たな論点として追加。

#### (2) 検証結果の周知

- ・ 検証結果を踏まえ、安全対策により、どのような事故・災害にどの程度まで対応できるのかを具体的に県民に示すこととしている。
- ・ これまでのワーキングチームにおいて、安全対策によりどの程度まで対応できているのかなど確認できた論点について、一般の県民にも分かりやすく取りまとめ、県ホームページに掲載する。
- ・ これまでに 34 の論点について県ホームページに掲載しており、今回新たに、地震対策等に関する以下の論点について掲載する予定。
- ・ 今後、地震対策など各種対策毎に「原子力広報いばらき」などを活用して幅広く広報していく。

#### 【掲載予定の論点一覧】

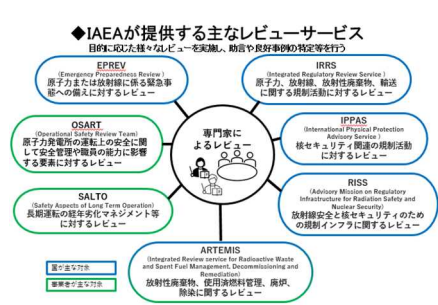
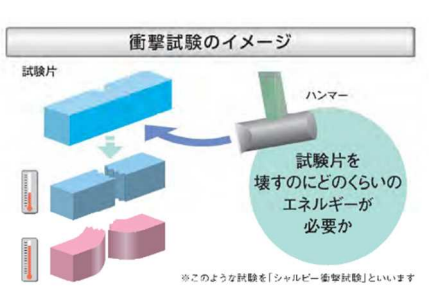
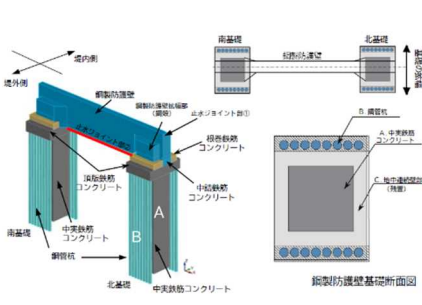
| 論点<br>No. | 項目分類      | 論 点                                                                                       | 摘要   |
|-----------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 18        | 地震対策      | 敷地及びその周辺における活断層の有無の判断根拠及び活断層が確認されていない場所で発生する地震の考慮について                                     | 別紙 2 |
| 19        |           | 棚倉破砕帯に係る追加調査結果及び敷地周辺での活動性評価等について                                                          | 別紙 3 |
| 204       | 東日本大震災の影響 | 東日本大震災及び震災以降県内で頻発する地震によるひび割れの増加等の有無及びそれによる剛性低下や機能等への影響の有無について（ひび割れを補修する基準及び補修実績に関する説明を含む） | 別紙 4 |
| 205       |           | 東日本大震災及びその後のプラント状態を踏まえた施設・設備の健全性への影響について                                                  | 別紙 5 |

### (3) 今後の方針

- 防潮堤鋼製防護壁の施工不備に係る是正措置を含めた全ての論点について一通り説明を聴取した後、ワーキングチームとして確認ができた内容を取りまとめた報告書を作成する予定。

## 2 第30回ワーキングチーム（2025年2月12日）の概要

### (1) 主な審議内容

| 原子力規制制度関係※                                                                                                 | 高経年化対策                                                                                                 | 防潮堤鋼製防護壁の施工不備への対応（報告）                                                                                     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規制の枠組みに対する第三者機関の評価 等                                                                                       | 中性子照射脆化に係る監視試験の対応方針 等                                                                                  |                                                                                                           |
|  <p>IAEAによるレビューサービス例</p> |  <p>監視試験の実施イメージ</p> |  <p>鋼製防護壁の構造変更の概要</p> |

※ 原子力規制制度に関する論点については、原子力規制庁より説明を聴取

### (2) 主な意見等

- 原子炉圧力容器の中性子による劣化を評価するための監視試験について、今後実施する予定の第5回目の試験では、日本の民間規格に基づき圧力容器鋼材の母材部分のみで実施する方針であるとの原電の説明に対し、委員から、アメリカの規定では鋼材の溶接部分の試験は除外されておらず、今の段階で母材部分のみとするのは疑問との指摘があり、原電から、今後当該試験を実施する際に国に対して説明し、判断に従う旨の返答があった。
- 施工不備のあった防潮堤鋼製防護壁について、日本原電の対応方針を踏まえるとこれまでワーキングチームで説明を受けてきた構造から大きく変更されることから、事務局（県）より今後新たな論点として検証することを提案し、了承された。

## 東海第二発電所安全性検討ワーキングチームにおける審議状況

(第30回 WT 時点)

| 項目                                            |                                             | 審議済／論点数         |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|-----------------|
| 地震対策<br>(敷地で想定する最大級の地震により、施設が壊れないよう耐震性を確保)    |                                             | 25 論点 / 25 論点   |
| 津波対策<br>(敷地で想定する最大級の津波の流入等を防ぐ)                |                                             | 25 論点 / 26 論点   |
| 重大事故発生防止対策                                    | 自然現象等対策<br>(火山の噴火や竜巻、森林火災、近隣工場等の火災等から施設を守る) | 15 論点 / 15 論点   |
|                                               | 火災対策<br>(建屋内での火災から安全に関する機器等を守る)             | 10 論点 / 10 論点   |
|                                               | 溢水(いっすい)対策<br>(建屋内での水漏れ等から安全に関する機器等を守る)     | 8 論点 / 8 論点     |
|                                               | 電源対策<br>(長期の停電に備え、安全確保に必要な電源を確保)            | 11 論点 / 11 論点   |
| 重大事故対策                                        | 炉心損傷防止対策<br>(原子炉の燃料が熱で壊れないように守る)            | 39 論点 / 39 論点   |
|                                               | 格納容器破損防止対策<br>(原子炉を格納する容器を守り、放射性物質の拡散を防ぐ)   |                 |
|                                               | 放射性物質の拡散抑制対策<br>(環境への放射性物質の放出を低減する)         | 3 論点 / 3 論点     |
| 意図的な航空機衝突等への対応<br>(テロ対策)                      |                                             | 4 論点 / 4 論点     |
| 運転期間延長(高経年化対策)<br>(施設の劣化状況の評価等を行い、長期の保守管理を行う) |                                             | 30 論点 / 30 論点   |
| その他<br>(緊急時対応体制、技術的能力等)                       |                                             | 60 論点 / 60 論点   |
| 合計                                            |                                             | 230 論点 / 231 論点 |

※ 一部の論点については、委員からの指摘事項に対し、追加説明を受ける予定。  
今後、他の論点の審議の際に、関連して指摘事項が追加される可能性がある。

(注) 本資料は、ワーキングチームにおける論点及び検証結果を分かりやすく表現することを目的とし、できる限り平易な記載としています。

別紙 2

## 地震対策 – 発電所直下の内陸地殻内（大陸プレート内）で発生する地震 –



ワーキングの詳細  
はこちらから

### 論点No.18

全国各地の活断層がないとされる場所でも大きな地震が発生している。発電所の直下には活断層がないとしているが、このような地震が発生しても安全性は維持されるのか。

第25回ワーキング  
(2023.10.4) で議論

### ワーキングチーム検証結果

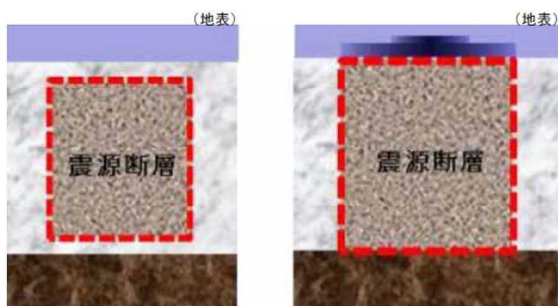
活断層がないとされる場所で起きる地震として、過去の同様の地震を基に**マグニチュード7.0の地震を想定し、そのような地震が東海第二発電所の直下で発生しても安全性は維持されると評価されていることを確認**

### ワーキングチーム検証結果（抜粋）

#### ○活断層がないとされる場所で発生する地震の評価

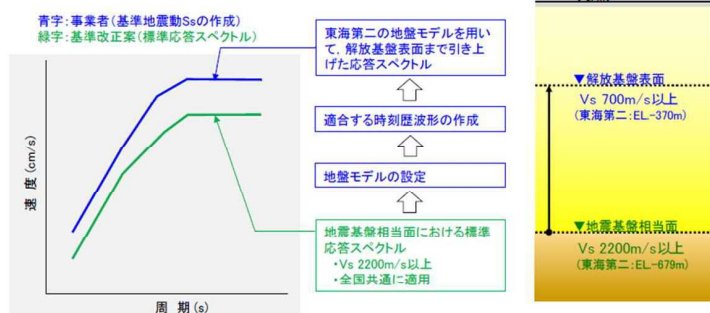
- 地震時の断層のずれが地震発生層の内部にとどまり、地表地震断層が出現しない可能性がある地震は、全国のどこでも発生する可能性がある。

地表地震断層が出現しない可能性がある地震



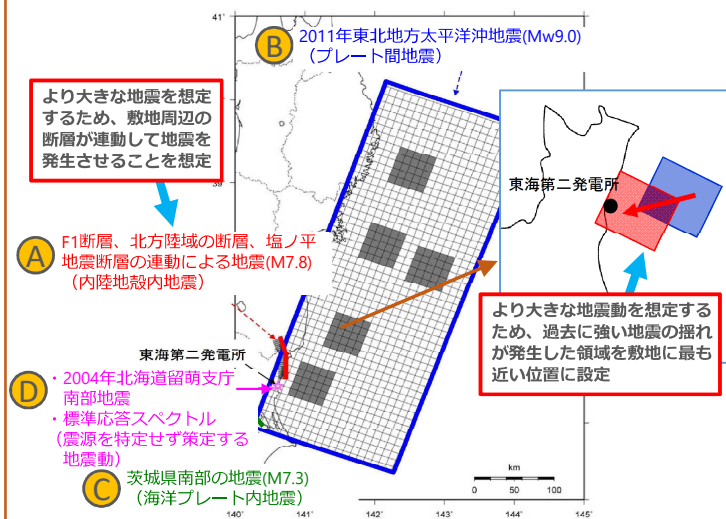
- 原子力規制委員会は、この「地表地震断層が出現しない可能性がある地震」について、全国各地の同様の地震の観測記録を収集・分析し、統計的に処理を行うことによって全国標準的な応答スペクトル（標準応答スペクトル）を策定し、各発電所に対して検討を行うことを要求
- 東海第二発電所においても、この標準応答スペクトルに基づきマグニチュード7.0の地震を想定した評価を行い、施設の安全性に影響を与えないことを確認

#### 標準応答スペクトルに基づく地震動評価（概要）

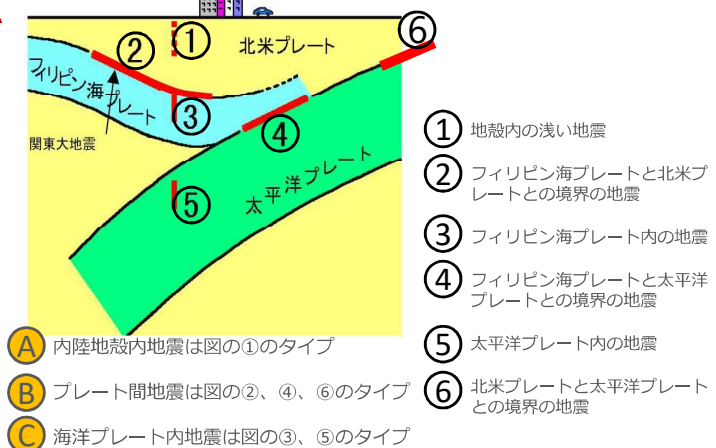


# 東海第二発電所の敷地に大きな影響を与える地震（検討用地震） 及び耐震設計の基準となる地震の揺れ（基準地震動）

## 検討用地震



## 地震発生タイプ



## 基準地震動

| 評価地震の種別          | 最大値<br>(ガル) |
|------------------|-------------|
| ① 内陸地殻内地震 (4波)   | 9 0 3       |
| ② プレート間地震 (2波)   | 1 0 0 9     |
| ③ 震源を特定せず策定する地震動 | 8 2 9       |
| 応答スペクトル手法 (1波)   | 8 7 0       |

2011年時点の  
基準地震動  
600ガル

③ \* 海洋プレート内地震は他の基準地震動に包括される

(注) 本資料は、ワーキングチームにおける論点及び検証結果を分かりやすく表現することを目的とし、できる限り平易な記載としています。

別紙 3

## 地震対策 – 発電所敷地及び周辺の活断層の調査結果 –



ワーキングの詳細  
はこちらから

### 論点No.19

発電所周辺には有名な活断層である棚倉破碎帯がある。  
活断層の延長方向に発電所があるので、  
地下深くでは発電所敷地まで到達しているのではないか。



第27回ワーキング  
(2024.3.18) で議論

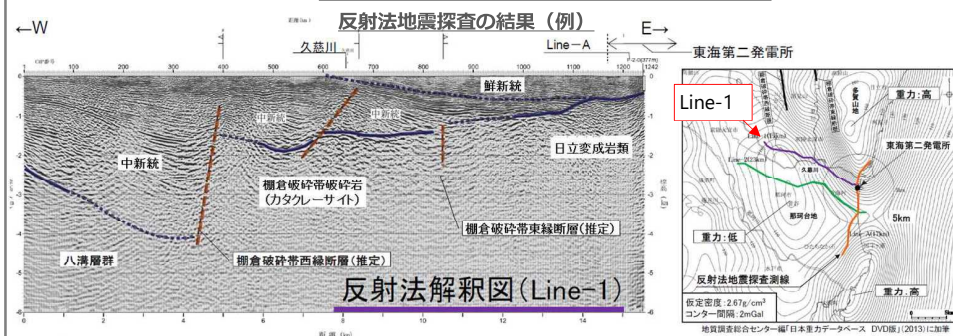
### ワーキングチーム検証結果

棚倉破碎帯や発電所敷地周辺において、  
反射法地震探査などの詳細な調査を実施し、  
棚倉破碎帯は発電所までは到達  
していないと評価されていることを確認

### ワーキングチーム検証結果（抜粋）

#### ○棚倉破碎帯に関する評価

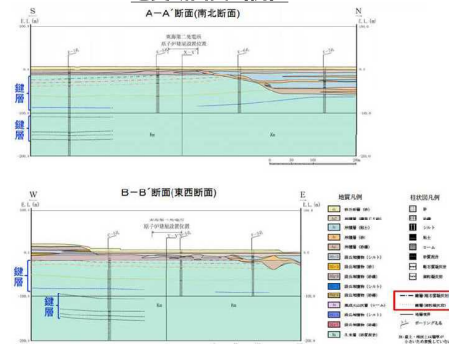
- 棚倉破碎帯は常陸太田市松平町付近（発電所から約17 km）までが活断層
- それより南は12～13万年前から活動が見られていないことから、考慮すべき活断層ではない。
- 反射法地震探査の結果、棚倉破碎帯は発電所敷地に到達していない。



#### ○発電所敷地の地質構造調査

- ボーリング調査や反射法地震探査などの結果、各地層は水平であり、不連続や変異・変形が見られないことから、敷地には活断層はないことを確認

#### 地質断面図（例）



(注) 本資料は、ワーキングチームにおける論点及び検証結果を分かりやすく表現することを目的とし、できる限り平易な記載としています。

別紙 4

## 東日本大震災の影響 - 震災による建物への影響 -



ワーキングの詳細  
はこちらから

### 論点No. 204

東日本大震災やそれ以降の地震により、  
建物にひび割れは発生しているのか。  
また、それにより建屋の剛性はどの程  
度低下していると見込んでいるのか。

第17回ワーキング  
(2020.10.21) で議論

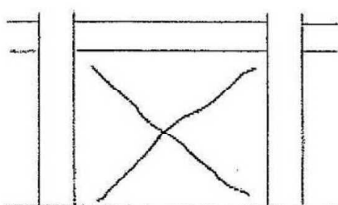
### ワーキングチーム検証結果

東日本大震災やそれ以降の地震におい  
て、目視点検の結果から、**新たなひび  
割れは発生していないと判断されてい  
ることを確認**

※東日本大震災発生前に、剛性に影響のない表層のひび  
割れは確認されている。

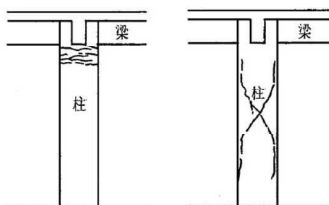
### ワーキングチーム検証結果（抜粋）

- 東日本大震災発生後、すべての建物について目視点検したが、新たなひび割れは確認できなかった。
- これまでに確認されている建物のひび割れについては、右の写真のとおり、表層ひび割れのみで、建物の剛性低下などへの影響はないものであることを確認した。



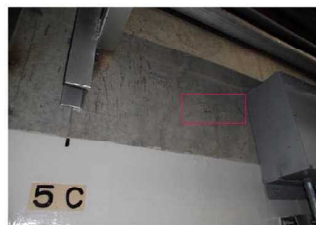
【壁に生じる地震時ひび割れ発生例】

【コンクリート構造物の目視点検方法 NDIS 社団法人日本非破壊検査協会】

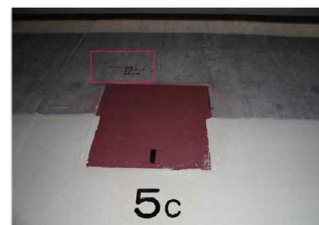


【柱に生じる地震時ひび割れ発生例】

【鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断および補修指針案・向解説】



原子炉建屋3階壁面



原子炉建屋4階壁面



原子炉建屋5階壁面

コンクリート表面に特徴的なひび割れは発生していない  
⇒ひび割れの形態としては表層ひび割れと判断（経過観察）



ひび割れの形態例

【コンクリート構造物の目視点検方法 NDIS 社団法人日本非破壊検査協会】

(注) 本資料は、ワーキングチームにおける論点及び検証結果を分かりやすく表現することを目的とし、できる限り平易な記載としています。

別紙 5

## 東日本大震災の影響 - 震災による設備への影響 -



ワーキングの詳細  
はこちらから

### 論点No. 205

東日本大震災による設備への影響はないのか。  
特に、原子炉の圧力や格納容器の温度などが上昇したことによる影響はないのか。

第17回ワーキング  
(2020.10.21) で議論

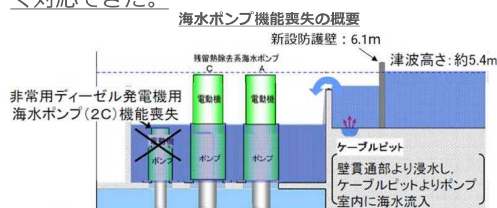
### ワーキングチーム検証結果

地震や津波による被害は、**発電所の安全性に影響を与えるものではなかったこと、震災後における原子炉の圧力や格納容器の温度については、設計上の最高圧力や最高温度に比べて低かったことから、特に影響はなかったと評価されていることを確認**

### ワーキングチーム検証結果（抜粋）

#### ○地震や津波による設備への影響

- 地震後、すべての原子炉施設の外観点検を実施し、安全上重要な設備に異常がなかったことを確認
- 地震応答解析の結果、原子炉建屋の加速度は、設計上想定した地震による加速度を下回った。
- 津波により、安全上重要な非常用ディーゼル発電機用海水ポンプ1台が機能を喪失したが、残り2台の発電機が健全だったため、原子炉等の冷却は問題なく対応できた。



#### ○プラント停止時の圧力や温度の上昇による影響

- 地震時の原子炉停止後の冷却過程において原子炉格納容器温度や圧力が一時的に上昇したが、設計値を下回った。
- 温度上昇による電気・計装設備の健全性や、コンクリートの強度及び遮へい能力への影響についても、実測値に基づき評価し、健全性に影響を与えるものではなかったことを確認した。

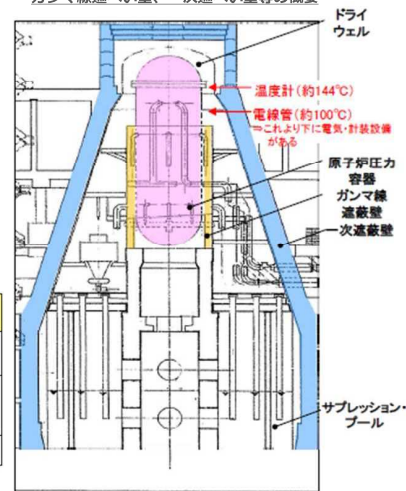
震災時の原子炉格納容器内の圧力・温度の状況（実測値）

|     | ドライウェル<br>圧力 | ドライウェル温度                                             | サブプレッション・<br>プール温度 |
|-----|--------------|------------------------------------------------------|--------------------|
| 震災前 | 約3 kPa       | 約45℃(コンクリート周り)<br>約40℃※1(格納容器上部)                     | 約22℃               |
| 震災時 | 約12 kPa      | 約62℃(コンクリート周り)<br>約100℃※1(格納容器上部)<br>約144℃※2(格納容器頂部) | 約55℃               |
| 設計値 | 310 kPa      | 171℃                                                 | 104.5℃             |

※1: 電線管温度

※2: 原子炉圧力容器ベローシール部周辺温度

ガンマ線遮へい壁、一次遮へい壁等の概要



## 主要事業等の概要（案）

防災・危機管理部 消防安全課

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名又は議案の<br>名 称                        | L P ガス料金負担軽減支援事業【新規】                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 1 予 算 額                                | 5 0 1, 6 7 8 千円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 2 現況・課題                                | エネルギー等の物価高騰対策のため、国は電気・都市ガス料金（令和 7 年 1 ～ 3 月分）の支援を実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3 必要性・ねらい                              | L P ガス販売事業者を通じて、L P ガス料金から一世帯あたり 600 円の値引きを行い、物価高騰に伴う一般消費者（約 74 万世帯）の負担軽減を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 4 事業の内容<br>(事業フロー、<br>年次別・全体計<br>画等)   | <p>○ L P ガスを使用する一般消費者への支援</p> <p>(1) 支援金の補助（予算額 445,935 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：L P ガス販売事業者</li> <li>・補 助 額：1 世帯あたり 600 円（各世帯 1 回）</li> <li>・補助方法：L P ガス料金の値引き実績（令和 7 年 4 月以降）に応じて補助</li> </ul> <p>(2) 事務経費の補助（予算額 37,162 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：L P ガス販売事業者</li> <li>・補 助 額：世帯数に応じて、5 千円～50 千円</li> <li>・補助方法：(1) に併せて補助</li> </ul> <p>(3) 補助金支払いに係る事務委託（予算額 18,581 千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委 託 先：一般競争入札により選定</li> </ul> |
| 5 参考事項<br>(過去の実績、<br>他県の状況、<br>関連データ等) | <p>○前回の実施状況（令和 4 年度 1 月補正）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支 援 額：1 世帯あたり 500 円（各世帯 1 回）</li> <li>・支援世帯数：565,295 世帯</li> <li>・事業実績額：286,194 千円</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |



## ＬＰガス料金負担軽減支援事業（新規）

【R6最終補正予算計上予定額 502百万円】

防災・危機管理部消防安全課産業保安室（029-301-3594）

ＬＰガス販売事業者を通じてＬＰガス料金の値引きを行い、物価高騰に伴う一般消費者の負担軽減を図ります。

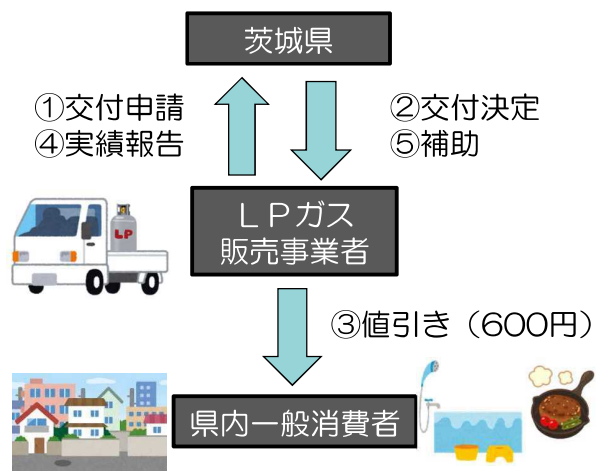
【支援対象】  
約74万世帯

【支援額】  
1世帯あたり600円（各世帯1回）

【補助対象者】  
ＬＰガス販売事業者

【補助方法】  
ＬＰガス販売事業者に対し、ＬＰガス料金の値引き実績（令和7年4月以降）に応じて補助

### <支援の仕組み>



## 令和6年度県出資法人等経営評価結果について

(公財)茨城県消防協会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

令和7年3月12日

防災・危機管理部

(防災・危機管理部)

## 令和6年度県出資法人等経営評価結果

(令和5年度決算ベース)

| 番号 | 法 人 名       |    | 決 算 状 況 等 |           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 総 合 的 所 見 等                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 左 に 係 る 対 応 |
|----|-------------|----|-----------|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|    | <評 価 区 分>   |    |           |           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
|    | 所 管 課       |    |           |           |           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
| 1  | (公財)茨城県消防協会 | 出資 | 基本財産      | 県出資額      | 県出資比率     | <p>消防団員数が年々減少している中、近年の自然災害は激甚化・頻発化しており、地域における消防防災体制の中核的存在として、消防団の果たす役割は重要なものとなっている。</p> <p>このため、引き続き、県や市町村と連携しながら、消防団員数の減少に歯止めをかけられるよう、機能別消防団員制度の導入促進とともに、団員の処遇改善や若年層の入団促進策を検討するなど、より一層消防団の活性化に努められたい。</p> <p>また、各種事業の再開に伴い、物価高騰などを踏まえた事業費の精査や効率的な事務処理による経常経費の抑制とともに、独自の収益確保に努め、中長期運営計画に基づく計画的な事業運営に取り組まれたい。</p> | <p>法人運営においては、引き続き、事業収入の安定的な確保に努めるとともに、計画的・効率的な事業実施により、更なる経費の削減に取り組むよう指導する。</p> <p>また、近年、災害が頻発化・激甚化する中、地域防災力の中核を担う消防団の役割はますます重要になっているが、団員数は減少傾向にある。</p> <p>このため、消防団員の報酬額の引き上げなどの処遇改善や機能別団員制度の導入といった消防団員が活動しやすい環境整備に取り組むとともに、若い世代をはじめとした幅広い県民の消防団に対する理解を深めることで、将来にわたって、消防団が地域防災力の中核としてあり続けられるよう指導していく。</p> |             |
|    |             |    | 317,930千円 | 116,400千円 | 36.6%     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
|    |             | 決算 | 前期正味財産増減額 | 当期正味財産増減額 | 正味財産期末残高  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
|    |             |    | 206千円     | 423千円     | 329,641千円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
|    | <概ね良好>      | 資産 | 資産        | 負債        | 正味財産      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |
|    |             |    | 334,037千円 | 4,396千円   | 329,641千円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |             |

令和 7 年第 1 回定例会

## 防災環境産業委員会資料

(令和 7 年度関係)

- 1 令和 7 年度 防災・危機管理部主要施策体系 . . . . . 2
- 2 令和 7 年度 防災・危機管理部主要施策等の概要  
防災情報衛星通信設備更新事業について . . . . . 3
- 3 令和 7 年第 1 回定例会提出議案の概要  
第 43 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について・ 5  
(防災情報ネットワークシステム衛星通信設備の更新)

令和 7 年 3 月 1 2 日  
防災・危機管理部

## 令和7年度 防災・危機管理部主要施策体系

### 1 防災・危機管理関連施策

（防災体制・危機管理の強化）

防災活動体制整備  
総合防災センター管理運営  
防災いばらき県づくり推進事業  
防災情報ネットワークシステム運営管理  
（防災情報ネットワーク衛星通信設備の更新含む）  
被災者生活再建支援システム運営管理  
（被災者生活再建支援システムの更新含む）  
国民保護業務  
災害救助対策  
被災者生活再建支援補助事業  
災害援護資金貸付金償還金  
双方向情報伝達システム整備

### 2 消防・産業保安関連施策

（消防体制・産業保安の強化）

消防学校運営  
消防団署等指導育成  
救急体制強化事業  
航空消防防災業務  
高圧ガス等保安対策事業

### 3 原子力安全対策関連施策

（原子力安全対策の推進）

原子力環境安全対策事業  
放射線監視対策事業  
緊急時安全対策事業  
原子力広報安全対策事業  
原子力安全確保対策事業

## 主要事業等の概要（案）

防災・危機管理部 防災・危機管理課

|                                        |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名又は議案の<br>名 称                        | 防災情報衛星通信設備更新事業【新規】                                                                                                                                                                                                                                    |
| 1 予 算 額                                | 2, 6 4 3, 7 4 5 千円                                                                                                                                                                                                                                    |
| 2 現況・課題                                | 国は衛星通信設備について、第2世代の運用を令和9年度までと定めており、それまでに第3世代に更新する必要がある。                                                                                                                                                                                               |
| 3 必要性・ねらい                              | <p>今後も災害時に次のことができる環境を県内に整えておく必要があるため、既設衛星通信設備を第3世代に更新する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に、市町村において管内の被害等の状況を把握し、県・国に報告し、必要な災害支援対策を検討・実施する。</li> <li>・一般回線が断線、輻輳した場合でも、地上回線、衛星回線の2ルートにより、県や国等との確実な通信手段を確保する。</li> </ul>               |
| 4 事業の内容<br>(事業フロー、<br>年次別・全体計<br>画等)   | <p>【概 要】県庁、市町村、消防本部及び自衛隊等の74カ所に整備している衛星通信設備を第3世代に更新する工事</p> <p>【事業費】2,644百万円（工事費2,565百万円、委託費79百万円）<br/>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村負担金 778百万円</li> <li>・県債 1,866百万円</li> </ul> <p>【財 源】緊急防災・減災事業債<br/>（起債充当率100%、交付税措置率70%）</p> |
| 5 参考事項<br>(過去の実績、<br>他県の状況、<br>関連データ等) | <p>○防災情報ネットワークシステム整備工事</p> <p>施工業者：日本電気(株)</p> <p>契約方法：一般競争</p> <p>工期：H26.9.26～H28.11.25</p> <p>契約額：4,744百万円</p>                                                                                                                                      |



## 防災情報衛星通信設備更新事業（新規）

【R7当初予算額 2,644百万円】

防災・危機管理部防災・危機管理課  
防災ICT推進担当（029-301-2875）

災害発生時に県内の被害等の状況を把握し、一般回線が断線、輻輳（ふくそう）した場合でも、必要な災害支援対策を検討・実施できるよう、国や市町村などとの確実な通信手段を確保するため、衛星回線を第3世代に更新する工事を行います。

### ○ 衛星通信設備更新事業

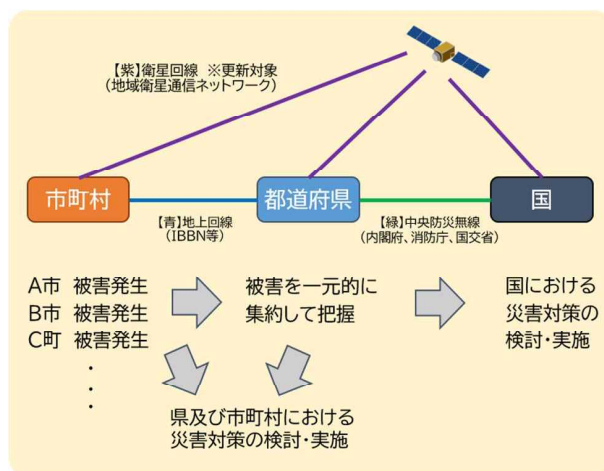
【概要】 県庁、市町村、消防本部及び自衛隊等の74カ所に整備している衛星通信設備を第3世代に更新する工事

【事業費】 2,644百万円

内訳

- ・市町村負担金 778百万円
- ・県債 1,866百万円

【財源】 緊急防災・減災事業債  
（起債充当率100%、  
交付税措置率70%）



## 第 4 3 号議案 県が行う建設事業等に対する市町村の負担額について

防災・危機管理部 防災・危機管理課

|         |                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 負担額   | 7 7 7, 5 0 2 千円                                                                                                                                                                                                                                |
| 2 提出理由  | 令和 7 年度において県が行う防災情報ネットワークシステム衛星通信設備の更新に対する市町村の負担について、下記根拠法令に基づき、その額を定めようとするものである。                                                                                                                                                              |
| 3 根拠法令  | 地方財政法第 2 7 条第 1 項及び第 2 項<br>(要旨) 都道府県は、都道府県が行う建設事業等によって利益を受ける市町村に対し、その市町村の受ける利益を限度として、その事業に要する経費の一部を負担させることができる。負担額は、当該市町村の意見を聞き、都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。                                                                                      |
| 4 議案の概要 | (事業の概要)<br>工事名称 防災情報ネットワークシステム衛星通信設備更新工事<br>(全体事業費：2, 5 6 4, 8 4 2 千円)<br><br>(市町村負担の内容)<br>市町村別事業費<br>全体事業費のうち、市町村庁舎及び消防本部庁舎に衛星設備を整備する費用 1, 5 5 5, 0 0 5 千円<br><br>負担割合 市町村別事業費の 2 分の 1<br><br>合計負担額 7 7 7, 5 0 2 千円<br><br>【市町村別の負担額は別紙のとおり】 |
| 5 参考事項  | 法に基づく、負担額に係る市町村の意見は 4 4 市町村とも「異議なし」の回答を得ている。                                                                                                                                                                                                   |

(別紙)

県が行う建設事業等に対する市町村の負担額

| 事業名                    | 負担市町村  | 事業費          | 負担額          | 備考 |
|------------------------|--------|--------------|--------------|----|
| 防災情報<br>衛星通信設備<br>更新事業 | 水戸市    | 千円<br>28,288 | 千円<br>14,144 |    |
|                        | 日立市    | 47,874       | 23,937       |    |
|                        | 土浦市    | 48,014       | 24,007       |    |
|                        | 古河市    | 23,462       | 11,731       |    |
|                        | 石岡市    | 46,850       | 23,425       |    |
|                        | 結城市    | 23,322       | 11,661       |    |
|                        | 龍ヶ崎市   | 25,164       | 12,582       |    |
|                        | 下妻市    | 24,166       | 12,083       |    |
|                        | 常総市    | 25,654       | 12,827       |    |
|                        | 常陸太田市  | 46,686       | 23,343       |    |
|                        | 高萩市    | 45,618       | 22,809       |    |
|                        | 北茨城市   | 46,808       | 23,404       |    |
|                        | 笠間市    | 46,326       | 23,163       |    |
|                        | 取手市    | 45,748       | 22,874       |    |
|                        | 牛久市    | 24,470       | 12,235       |    |
|                        | つくば市   | 39,128       | 19,564       |    |
|                        | ひたちなか市 | 25,020       | 12,510       |    |
|                        | 鹿嶋市    | 25,102       | 12,551       |    |
|                        | 潮来市    | 22,844       | 11,422       |    |
|                        | 守谷市    | 25,500       | 12,750       |    |
|                        | 常陸大宮市  | 46,774       | 23,387       |    |
|                        | 那珂市    | 45,888       | 22,944       |    |
|                        | 筑西市    | 24,586       | 12,293       |    |
|                        | 坂東市    | 24,502       | 12,251       |    |

| 事業名                    | 負担市町村                | 事業費    | 負担額    | 備考 |
|------------------------|----------------------|--------|--------|----|
| 防災情報<br>衛星通信設備<br>更新事業 | 稲敷市                  | 23,762 | 11,881 |    |
|                        | かすみがうら市              | 31,662 | 15,831 |    |
|                        | 桜川市                  | 23,198 | 11,599 |    |
|                        | 神栖市                  | 22,754 | 11,377 |    |
|                        | 行方市                  | 23,122 | 11,561 |    |
|                        | 鉾田市                  | 24,322 | 12,161 |    |
|                        | つくばみらい市              | 22,786 | 11,393 |    |
|                        | 小美玉市                 | 46,616 | 23,308 |    |
|                        | 茨城町                  | 45,946 | 22,973 |    |
|                        | 大洗町                  | 45,316 | 22,658 |    |
|                        | 城里町                  | 24,010 | 12,005 |    |
|                        | 東海村                  | 22,672 | 11,336 |    |
|                        | 大子町                  | 46,528 | 23,264 |    |
|                        | 美浦村                  | 22,970 | 11,485 |    |
|                        | 阿見町                  | 24,154 | 12,077 |    |
|                        | 河内町                  | 23,300 | 11,650 |    |
|                        | 八千代町                 | 24,230 | 12,115 |    |
|                        | 五霞町                  | 24,600 | 12,300 |    |
|                        | 境町                   | 23,062 | 11,531 |    |
|                        | 利根町                  | 24,470 | 12,235 |    |
|                        | 鹿島地方事務組合             | 22,310 | 11,155 |    |
|                        | 茨城西南地方広域<br>市町村圏事務組合 | 22,018 | 11,009 |    |
|                        | 筑西広域市町村圏<br>事務組合     | 22,474 | 11,237 |    |
|                        | 常総地方広域<br>市町村圏事務組合   | 22,414 | 11,207 |    |
|                        | 鹿行広域事務組合             | 22,386 | 11,193 |    |
|                        | 稲敷地方広域市町<br>村圏事務組合   | 22,940 | 11,470 |    |
|                        | ひたちなか・東海<br>広域事務組合   | 23,188 | 11,594 |    |